

介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業費補助実施要領

第1 趣旨

この要領は、介護福祉士養成施設日本語学習等支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内の介護施設に就労することを支援するために、介護福祉士養成施設が実施する外国人留学生に対する介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取り組みとして行う日本語学習等の課外授業（以下「課外授業」という。）の実施について支援を行う。

第3 交付対象者

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）の規定に基づく養成施設として指定された、介護福祉士養成施設の事業者とする。

第4 補助事業の内容等

1 補助事業の概要

外国人留学生が介護福祉士の資格を取得し、県内の介護施設に就労することを支援するために、介護福祉士養成施設が実施する外国人留学生に対する課外授業の実施に要する経費の3分の1を補助する。

2 補助対象経費について

- (1) 県内の介護施設に就労することを希望する外国人留学生に対して実施する課外授業に要する経費（報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）とする。
- (2) 課外授業には、前項で定める者以外の外国人留学生の参加を認めるものとする。
- (3) 事前に日程が定められている課外授業であれば、1号に該当する外国人留学生が参加できない場合であっても、補助対象とみなす。

第5 交付申請

- (1) 本事業による補助を受けようとする者は、交付要綱第4条に定める申請書類及び外国人留学生に対する課外授業実施見込み（別紙様式1）を添付して提出するものとする。
- (2) 外国人留学生の在留カードの写し。ただし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知）に基づき、神奈川県又は横浜市が受入れた外国人留学生（以下「マッチング支援外国人留学生」という。）を含む場合は、省略できるものとする。

- (3) 外国人留学生が県内の介護施設に就職することを希望していることを確認できるものを提出すること。ただし、マッチング支援外国人留学生を含む場合は、省略できるものとする。
- (4) 交付要綱第4条に定める申請書類のうち、様式3「事業計画書」の記載内容は、次の事項を含むものとする。
 - ア 事業の目的
 - イ 課外授業実施計画（外国人留学生の人数（補助対象者及び補助対象者以外の者の内訳、主な授業内容など）

第6 変更交付申請

- (1) 交付決定を受けた後、外国人留学生への支援計画の変更・追加等により、補助額の追加交付決定を受けたい場合には、交付要綱第7条の規定により補助金変更交付申請の手続きを行う。

県は、当該事業の予算の範囲内で追加交付の可否を決定するものとする。
- (2) 外国人留学生の所在を確認できなくなった場合は、補助対象と認められないため、速やかに交付要綱第7条に基づく変更承認申請書を提出すること。

第7 実績報告

- (1) 本事業に係る実績報告をしようとする者は、交付要綱第10条に定める実績報告書作成し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。
 - ア 外国人留学生に対する課外授業実績（別紙様式2）
 - イ 外国人留学生の在留カードの写し。ただし、マッチング支援外国人留学生を含む場合は、省略できるものとする。
 - ウ 外国人留学生が、修学していたことを証する書類。ただし、マッチング支援外国人留学生を含む場合は、省略できるものとする。
- (2) 交付要綱様式10「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」は、消費税の申告の有無に関わらず提出する必要があることから、提出可能な時点で漏れなく提出するようにすること。

附 則

この要領は、令和元年5月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。